

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成二十九年六月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年三月二十一日奈良県指令郡土第六一―七五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年六月十三日郡土第五七六号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十九年六月十三日郡土第一八六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市三昧田町元西方八七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市柳本町二五六二番地

大光建設株式会社 代表取締役 南岡清

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市三昧田町元西方八七番一の一部

下水道 天理市三昧田町元西方八七番一の一部